

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-189312

(P2019-189312A)

(43) 公開日 令和1年10月31日(2019.10.31)

(51) Int.Cl.

B65D 5/40 (2006.01)
B65D 5/06 (2006.01)
B65D 5/74 (2006.01)

F 1

B 6 5 D 5/40
B 6 5 D 5/06 2 0 0
B 6 5 D 5/74 0 2 0 A

テーマコード(参考)

3 E O 6 O

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号

特願2018-85924 (P2018-85924)

(22) 出願日

平成30年4月27日 (2018.4.27)

(71) 出願人 000183484

日本製紙株式会社

東京都北区王子1丁目4番1号

(74) 代理人 100074181

弁理士 大塚 明博

(74) 代理人 100152249

弁理士 川島 晃一

(74) 代理人 100206139

弁理士 大塚 匠

(72) 発明者 中村 孝也

東京都北区王子5-21-1 日本製紙株式会社内

(72) 発明者 長見 友幸

東京都北区王子5-21-1 日本製紙株式会社内

最終頁に続く

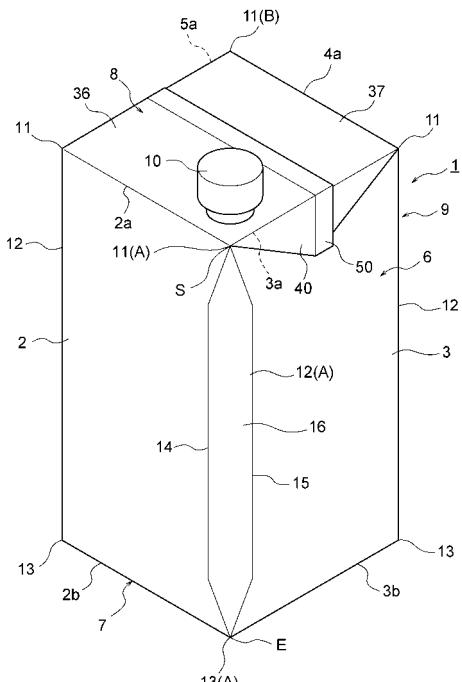
(54) 【発明の名称】口栓付紙容器

(57) 【要約】

【課題】 内容物の注出をスムーズに行うことができるとともに、容器本体内の内容物の残留を少なくすることができる口栓付紙容器を得る。

【解決手段】四角筒状の胴部6と底部7と頂部8と口栓10とからなり、口栓10を頂部8の第1頂部角部11(A)に近接した位置に設け、胴部6には第1胴部角部12(A)に第1頂部角部11(A)又は第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから分岐して底部7方向に向かって延在し、第1底部角部13(A)に至るまでの間で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部14, 15に囲まれた第1凹部16を形成した。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な頂部とで構成される容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなり、

前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられており、

前記胴部は、前記正面パネル・前記右側面パネル・前記背面パネル・前記左側面パネル間に形成された4つの胴部角部の内、前記口栓が設けられた第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の第1胴部角部に、前記第1頂部角部又は前記第1頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの低辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第1底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする2本の凹部形成用折線部に囲まれた第1凹部が形成されていることを特徴とする口栓付紙容器。

【請求項 2】

前記第1凹部は、起点から終点までの長さが前記胴部における前記正面パネルの高さの50%以上であることを特徴とする請求項1に記載の口栓付紙容器。

【請求項 3】

前記第1凹部は、その水平方向の最広部位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の10%以上30%未満であることを特徴とする請求項1又は2のいずれか1項に記載の口栓付紙容器。

【請求項 4】

板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、前記胴部を形成するところの、胴部縦折線を介して連接している正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルと、前記頂部を形成するところの、前記正面パネル・背面パネルの上端に頂部横折線を介して連接している互いに対向する一対の頂面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの上端に頂部横折線を介して連接している互いに対向する一対の折面パネルと、前記頂面パネルと前記側面パネルの上端に封止部横折れ罫線を介してそれぞれ連接している封止パネルと、前記正面パネル・背面パネルの下端に底部横折線を介して連接している互いに対向する一対の底面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの下端に底部横折線を介して連接している互いに対向する一対の内面パネルとを備え、

前記正面パネルの上端に連接している頂面パネルには、前記第1頂部角部となる、前記正面パネルの上端の頂部横折線と、前記頂面パネルと前記一対の折面パネルのうちのいずれか一方の折面パネルとの間に有する頂部縦折線との交点に近接した位置に口栓取付用開口部が形成されており、

前記第1胴部角部を形成するところの、前記交点に繋がる前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の胴部縦折線は、前記交点又は前記交点から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線に向かって延在し、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線との交点に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記第1凹部を形成するところの2本の凹部形成用折線部を有する一枚のブランクシートから成形されていることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の口栓付紙容器。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

10

20

30

40

50

本発明は、牛乳やジュース等の液体飲料や液体洗剤等の液状物、ゼリーやクリームなどの粘稠物といった液体内容物、果実片等の固形状の食物をミックスした液体飲料を収容するフラットトップ型頂部を有する口栓付紙容器に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、牛乳やジュース等の液体飲料や液体洗剤等の液状物、ゼリーやクリームなどの粘稠物、果実片等の固形状の食物をミックスした液体飲料を収容する容器として、上下に開口する四角筒形状の筒状胴部と該筒状胴部の上方開口を密封する平坦な頂部と前記筒状胴部の下方開口を密封する底部とからなる容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなる口栓付紙容器が広く使用されている。

10

【0003】

このような、上面が平坦に形成された所謂フラットトップ型の頂部を有する口栓付容器は、近年種々の改良がなされており、例えば、口栓本体とキャップとからなるネジ式の注出口栓を、該口栓本体の先端と、平坦な上面の直近の短辺とを結ぶ仮想直線と上面との仰角が、液体用紙容器を傾けて液体内容物を注出する口栓本体の注出角より大きくなるような近傍の位置に装着したことにより、液体内容物の注出の際に、液体内容物が上面の前端部に接触するといった液垂れなどを起こすことを防ぐ液体用紙容器が知られている（例えば特許文献1参照。）。

【先行技術文献】

【特許文献】

20

【0004】

【特許文献1】特開2007-076674号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1に記載されている液体用紙容器に例示されるような、四角筒形状の筒状胴部の上部にフラットトップ型の頂部を有する口栓付容器によれば、内部に収容している液状内容物の注出は、一般に容器本体を傾けて口栓から液状内容物の注出をしている。

このとき、容器本体内を口栓に向かって流れる液体内容物の流速にあっては、容器本体の胴部が四角筒形状であるため、傾斜した下側にある略直角を呈する胴部角部に接する液状内容物の流れに対する抵抗が大きく、そのため、液体内容物の上方部分の流速は速く、下方部分の流速は遅くなる。

30

【0006】

そのため、液体内容物の注出にスムーズさを欠き、そして、液体内容物に比重の大きい固形物が含まれているような場合、例えば、粒入りのコーンスープや粒入りの蜜柑ジュースのような場合、固形物が下方に沈み胴部角部内に溜まり、その注出が困難となり、容器本体内に残留してしまうといった問題があった。

また、液体内容物が、ゼリーやクリームなどの粘稠物である場合、粘稠物が胴部の内面に張り付き、その注出が困難となり、容器本体内に残留してしまうといった問題があった。

【0007】

本発明の目的は、容器本体からの液体内容物の注出をスムーズに行えるようにするとともに、容器本体内における液体内容物の残留を少なくすることができる口栓付紙容器を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記の目的を達成するために、請求項1に記載の発明は、正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルからなる四角筒状の胴部と、胴部の下方開口を密封する底部と、胴部の上方開口を密封する平坦な頂部とで構成される容器本体と、前記頂部に設けられた口栓とからなり、前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内の、正面パネルの

40

50

頂辺と左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられており、前記胴部は、前記正面パネル・前記右側面パネル・前記背面パネル・前記左側面パネル間に形成された4つの胴部角部の内、前記口栓が設けられた第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の第1胴部角部に、前記第1頂部角部又は前記第1頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの底辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第1底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする2本の凹部形成用折線部に囲まれた第1凹部が形成されていることを特徴とする。

【0009】

10

請求項1に記載の発明によれば、前記口栓は、前記頂部における4つの頂部角部の内、前記正面パネルの頂辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの頂辺とにより形成される第1頂部角部に近接した位置に設けられているので、内部に収容している液状内容物の注出にあたって、前記容器本体を前記口栓が近接する前記第1頂部角部が下方となるように傾けて行うことにより、前記第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の前記第1胴部角部が樋状となって前記容器本体内の液体内容物を前記口栓方向に誘導させることができる。また、内容物が粘稠物である場合は、胴部内面に張り付いた粘稠物が胴部内面から剥がれ落ちて樋状の前記第1胴部角部に集めることができる。これにより液体内容物をスムーズに注出することができ、液体内容物の残留を減少させることができる。

20

【0010】

また、前記第1頂部角部を形成する前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の前記第1胴部角部に、前記第1頂部角部又は前記第1頂部角部から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルに分岐して底部方向に向かって延在し、前記正面パネルの底辺と前記左右いずれか一方の側面パネルの底辺とにより形成される第1底部角部に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記2本の凹部形成用折線部に囲まれた第1凹部が形成されているので、前記第1胴部角部を内面側から見たとき、前記第1凹部によって前記第1胴部角部が穏やかな盛り上がりを形成することになる。

30

【0011】

この盛り上がりにより前記第1凹部の前記第1頂部角部側の先端部分が前記口栓方向に向かって傾斜面となり、この傾斜面により液状内容物を注出する際の液状内容物流速が増し、液体内容物をスムーズに注出することができ、液体内容物の残留を減少させることができることになり、特に、液体内容物が固形物を含むような場合や粘稠物である場合でもスムーズに注出することができ、液体内容物の残留を減少させることができる。

【0012】

40

また、前記第1凹部によって形成される前記第1胴部角部の盛り上がりにより、前記第1胴部角部に平滑面が形成され、この平滑面と前記2本の凹部形成用折線部を挟んだ前記正面パネルと前記側側面パネルとの角度が大きくなるので、前記第1胴部角部に接する液状内容物の流れに対する抵抗は、従来の液体用紙容器における略直角を呈する胴部角部より小さくなり、液状内容物流速を速くするとともに、液体内容物に固形物が含まれているような場合でも固形物が前記第1胴部角部に挟まったり、また、液体内容物が粘稠物である場合でも前記胴部の内面に張り付いてしまうといったようなことを効果的に抑えることができることになり、液体内容物が固形物を含むものである場合や粘稠物である場合でも、スムーズに注出することができ、液体内容物の残留を減少させることができる。

【0013】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の、前記第1凹部は、起点から終点までの長さが前記胴部における前記正面パネルの高さの50%以上であることを特徴とする。

【0014】

50

請求項3に記載の発明は、請求項1又は2に記載の、前記第1凹部は、その水平方向の

最広部位の幅が、前記胴部における前記正面パネルの幅の10%以上30%未満であることを特徴とする。

【0015】

請求項4に記載の発明は、請求項1から3のいずれか1項に記載の発明であって、板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、前記胴部を形成するところの、胴部縦折線を介して連接している正面パネル・右側面パネル・背面パネル・左側面パネルと、前記頂部を形成するところの、前記正面パネル・背面パネルの上端に頂部横折線を介して連接している互いに対向する一対の頂面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの上端に頂部横折線を介して連接している互いに対向する一対の折面パネルと、前記頂面パネルと前記側面パネルの上端に封止部横折れ罫線を介してそれぞれ連接している封止パネルと、前記正面パネル・背面パネルの下端に底部横折線を介して連接している互いに対向する一対の底面パネル及び左側面パネル・右側面パネルの下端に底部横折線を介して連接している互いに対向する一対の内面パネルとを備え、前記正面パネルの上端に連接している頂面パネルには、前記第1頂部角部となる、前記正面パネルの上端の頂部横折線と、前記頂面パネルと前記一対の折面パネルのうちのいずれか一方の折面パネルとの間に有する頂部縦折線との交点に近接した位置に口栓取付用開口部が形成されており、前記第1胴部角部を形成するところの、前記交点に繋がる前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとの間の胴部縦折線は、前記交点又は前記交点から僅かに離れた位置を起点とし、該起点から前記正面パネルと前記左右いずれか一方の側面パネルとに分岐して、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線に向かって延在し、前記正面パネルの底部横折線と前記左右いずれか一方の側面パネルの底部横折線との交点に至るまでの間の位置で繋がり終点とする前記第1凹部を形成するところの2本の凹部形成用折線部を有する一枚のプランクシートから成形されていることを特徴とする。

10

20

30

40

【発明の効果】

【0016】

以上のように、本発明に係る口栓付紙容器によれば、本発明の技術を用いない容器に比べて容器本体からの液体内容物の注出をスムーズに行うことができるとともに、容器本体内における液体内容物の残留を少なくすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の一例を示す斜視図である。

【図2】図1に示す口栓付紙容器の上方から見た斜視図である。

【図3】図2に示す口栓付紙容器の対角線側から見た斜視図である。

【図4】第1凹部の説明図である。

【図5】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図6】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図7】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図8】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図9】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図10】第1凹部の他例を示す説明図である。

【図11】液体内容物を注出するときの口栓の位置を示す説明図である。

【図12】液体内容物の注出状態を示す断面説明図である。

【図13】図1に示す口栓付容器の容器本体を成形するプランクシートを示す平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下、本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の一例を、図面を参照して詳細に説明する。

図1乃至図12は本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の一例を示すものであり、図

50

1は本発明に係る口栓付紙容器の実施の形態の一例を示す斜視図、図2は図1に示す口栓付紙容器の上方から見た斜視図、図3は図2に示す口栓付紙容器の対角線側から見た斜視図、図4は第1凹部の説明図、図5乃至図10は第1凹部の他例を示す説明図、図11は液体内容物を注出するときの口栓の位置を示す説明図、図12は液体内容物の注出状態を示す断面説明図である。

【0019】

本例の口栓付紙容器1は、正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5からなる四角筒状の胴部6と、胴部6の下方開口部を密封する底部7と、胴部6の上方開口部を密封する平坦な頂部8とで構成される容器本体9と、頂部8に設けられた口栓10とからなり、本例では、容器本体9は、後述する一枚のプランクシートにより成形されている。

ここでいう平坦な頂部8とは、例えばゲーブルトップ型のように頂部8が凸形状となっていないことを意味し、正面側と背面側の高さが異なり、傾斜面となっている頂部は平坦な頂部8に含まれる。

【0020】

頂部8に設けられた口栓10は、頂部8における4つの頂部角部11の内の、正面パネル2の頂辺2aと右側面パネル3、左側面パネル5のいずれかの頂辺3a、5aとにより形成される第1頂部角部11(A)に近接した位置に設けられている。本例では、正面パネル2の頂辺2aと右側面パネル3の頂辺3aとにより形成されている。

ここでいう近接した位置とは、頂部8の中心位置から第1頂部角部11(A)側に寄った位置であり、近接した位置としては第1頂部角部11(A)に近いほど好ましい。

【0021】

胴部6は、正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5間に形成された4つの胴部角部12の内、口栓10が設けられた第1頂部角部11(A)を形成する正面パネル2と右側面パネル3との間の第1胴部角部12(A)に、第1頂部角部11(A)又は第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して底部7に向かって延在し、正面パネル2の底辺2bと右側面パネル3の底辺3bとにより形成される第1底部角部13(A)に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部14、15に囲まれた第1凹部16が形成されている。

【0022】

第1凹部16を形成する2本の凹部形成用折線部14、15は、本例では、その起点Sを1頂部角部11(A)としているが、第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとして設定してもよい。起点Sを、第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置に設定する場合、起点Sは第1頂部角部11(A)から35mm以内の位置に設定することが好ましい。この範囲に基点Sを設定することにより、固体物や粘稠物をスムーズに注出することができる。

【0023】

また、2本の凹部形成用折線部14、15の終点Eを第1底部角部13(A)としているが、第1底部角部13(A)に至るまでの間の位置に終点Eを設定してもよい。この場合、起点Sから終点Eまでの長さLが胴部6における正面パネル2の高さHの10%以上であれば、固体物や粘稠物の壁面からの剥離を促すことができるので好ましい。また、図4に示すように、起点Sから終点Eまでの長さLが高さHの50%以上であれば、壁面からの固体物や粘稠物の剥離をより効果的に促すことができ、固体物や粘稠物をスムーズに注出することができるのでより好ましい。また、起点Sから終点Eまでの長さLが高さHの50%以上とすると、容器のアイキャッチ性が高めることができ、意匠性の高い容器とすることができます。

【0024】

また、第1凹部16は、その水平方向の最広部位の幅W1が、胴部6における正面パネル2の幅W2の10%以上30%未満であることが好ましい(図4参照。)。幅W1が幅

10

20

30

40

50

W2の10%以上とすることにより、固体物などの内容物が角部に溜まったり、張り付いたりすることを防ぐことができ、内容物の残留を防いで、スムーズに注出することができる。また、30%未満とすることにより、容器を成形する充填機内で容器を確実に把持することができ、容器の成形を安定して行うことができる。

【0025】

また、本例では、第1凹部16を形成する2本の凹部形成用折線部14, 15は、第1頂部角部11(A)と第1底部角部13(A)を結ぶ仮想線を中心に対称となっているが、左右対称でなくてもよい。

図5乃至図10は、2本の凹部形成用折線部14, 15で形成される第1凹部16の他例を示している。

10

【0026】

また、本例では、第1胴部角部12(A)と対角線上にある第2胴部角部12(B)に、第1頂部角部11(A)と対角線上にある第2頂部角部11(B)又は第2頂部角部11(B)から離れた位置を起点Sとし、起点Sから背面パネル4と左側面パネル5に分岐して底部7に向かって延在し、背面パネル4の底辺4bと左側面パネル5の底辺5bにより形成される第2底部角部13(B)に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部17, 18に囲まれた第2凹部19が形成されている。

【0027】

このように構成された口栓付紙容器1は、容器本体9の胴部6における第1胴部角部12(A)に、第1頂部角部11(A)又は第1頂部角部11(A)から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して底部7方向に向かって延在し、第1底部角部13(A)に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部14, 15に囲まれた第1凹部16が形成されているので、第1胴部角部12(A)を内面側から見たとき、第1凹部16によって第1胴部角部12(A)が穏やかな盛り上がり20が形成され、第1凹部16における第1頂部角部11(A)側の先端部分が口栓10方向に向かって傾斜面21となる(図9参照。)。

20

【0028】

内部に収容している液状内容物の注出に際しては、容器本体を第1頂部角部11(A)、第1胴部角部12(A)が下方となるように傾けて行うことにより(図8、図9参照。)、第1胴部角部12(A)が樋状となって容器本体9内の液体内容物を口栓10方向に誘導し、液体内容物をスムーズに注出させる。

30

【0029】

そして、樋状となる第1胴部角部12(A)には、第1凹部16による盛り上がり20が形成される第1頂部角部12(A)側の先端部分が口栓10方向に向かって傾斜面21となっているので、容器本体9内を口栓10方向に向かって流れる液体内容物は、この傾斜面21により液状内容物流速が増し、液体内容物をスムーズに注出させる。

【0030】

また、第1凹部16によって形成される第1胴部角部12(A)の盛り上がり20により、第1胴部角部12(A)に平滑面22が形成され、この平滑面22と2本の凹部形成用折線部14, 15を挟んだ正面パネル2と右側面パネル5との角度が大きくなるので、第1胴部角部12(A)に接する液状内容物の流れに対する抵抗は、従来の液体用紙容器における略直角を呈する胴部角部より小さくなり、液状内容物流速を速くするとともに、液体内容物が固体物を含むような場合でも固体物が第1胴部角部12(A)に挟まったり、また、液体内容物が粘稠物である場合でも胴部6の内面に張り付いてしまうといったようなことを効果的に抑えることになる。

40

【0031】

また、本例では、第1胴部角部12(A)と対角線上にある第2胴部角部12(B)に、第1頂部角部11(A)と対角線上にある第2頂部角部11(B)又は第2頂部角部11(B)から離れた位置を起点Sとし、起点Sから背面パネル4と左側面パネル5に分岐して底部7に向かって延在し、背面パネル4の底辺4bと左側面パネル5の底辺5b

50

とにより形成される第2底部角部13(B)に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする2本の凹部形成用折線部17,18に囲まれた第2凹部19が形成されていることから、注出時に、容器本体9を持ったとき、第2胴部角部12(B)が手の平側に向き、第2胴部角部12(B)の第2凹部19が手の平に当たるので、角部による痛感がなく持ち易く、しっかりと把持することができる。

【0032】

図13は、本例の口栓付紙容器1を成形するプランクシート30の一例を示す。

本例のプランクシート30は、板紙基材の少なくとも裏面側にシーラントを積層した紙容器材料からなり、胴部縦折線31,32,33を介して胴部6を形成するところの正面パネル2、右側面パネル3、背面パネル4、左側面パネル5が連接している。

10

【0033】

正面パネル2、背面パネル4の上端には、頂部横折線34,35を介して頂部8を形成するところの、互いに対向する一対の頂面パネル36,37が連接し、右側面パネル3、左側面パネル5の上端には頂部横折線38,39を介して頂部8を形成するところの、互いに対向する一対の折面パネル40,41が連接している。折面パネル40,41には、頂部斜折線42,43が付与されている。また、頂面パネル36,37と折面パネル40,41の上端には、封止部横折線44,45,46,47を介して封止パネル48,49,50,51が連接している。

【0034】

正面パネル2、背面パネル4の下端には、底部横折線52,53を介して底部7を形成するところの、互いに対向する一対の底面パネル54,55が連接し、右側面パネル3、左側面パネル5の下端には、底部横折線56,57を介して底部7を形成するところの、互いに対向する一対の内面パネル58,59が連接している。

20

さらに、プランクシート30の一側開放端縁には、サイドシール縦折線60を介してプランクシート30の他側開放端縁にシールされるサイドシールパネル61が連接している。

【0035】

このように構成された、プランクシート30の正面パネル2の上端に連接している頂面パネル36には、第1頂部角部11(A)となる、正面パネル2の頂部横折線34と、頂面パネル36と折面パネル40との間に有する頂部縦折線62との交点63に近接した位置に口栓取付用開口部64が形成されている。

30

【0036】

また、第1胴部角部12(A)を形成するところの、交点63に繋がる正面パネル2と右側面パネル3との間の胴部縦折線31は、交点63又は交点63から僅かに離れた位置を起点Sとし、起点Sから正面パネル2と右側面パネル3に分岐して、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56に向かって延在し、正面パネル2の底部横折線52と右側面パネル3の底部横折線56との交点65に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする第1凹部16を形成するところの2本の凹部形成用折線部14,15を有している。

40

【0037】

また、本例では、第1胴部角部12(A)と対角線上にある第2胴部角部12(B)を形成するところの、背面パネル4と左側面パネル5との間の胴部縦折線33は、背面パネル4の頂部横折線35と、頂面パネル37と折面パネル41との間に有する頂部縦折線66との交点67を起点Sとし、起点Sから背面パネル4と左側面パネル5に分岐して、背面パネル4の底部横折線53と左側面パネル5の底部横折線57に向かって延在し、背面パネル4の底部横折線53と左側面パネル5の底部横折線57との交点68に至るまでの間の位置で繋がり終点Eとする第2凹部19を形成するところの2本の凹部形成用折線部17,18を有している。

【0038】

本例では、第1凹部16を形成するところの、2本の凹部形成用折線部14,15の起

50

点 S にあっては、正面パネル 2 の頂部横折線 3 4 と、頂面パネル 3 6 と折面パネル 4 0 との間に有する頂部縦折線 6 2 との交点 6 3 を起点 S としているが、交点 6 3 から僅かに離れた位置を起点 S としてもよい。

また、2本の凹部形成用折線部 1 4 , 1 5 の終点 E にあっては、正面パネル 2 の底部横折線 5 2 と右側面パネル 3 の底部横折線 5 6 との交点 6 5 を終点 E としているが、正面パネル 2 の底部横折線 5 2 と右側面パネル 3 の底部横折線 5 6 との交点 6 5 に至るまでの間の位置であればよい。

【0 0 3 9】

また、第 2 凹部 1 9 を形成するところの、2本の凹部形成用折線部 1 7 , 1 8 の起点 S にあっても、背面パネル 4 の頂部横折線 3 5 と、頂面パネル 3 7 と折面パネル 4 1 との間に有する頂部縦折線 6 6 との交点 6 7 を起点 S としているが、交点 6 7 から僅かに離れた位置を起点 S としてもよい。

また、2本の凹部形成用折線部 1 7 , 1 8 の終点 E にあっては、背面パネル 4 の底部横折線 5 3 と左側面パネル 5 の底部横折線 5 7 との交点 6 8 を終点 E としているが、背面パネル 4 の底部横折線 5 3 と左側面パネル 5 の底部横折線 5 7 との交点 6 8 に至るまでの間の位置であればよい。

【符号の説明】

【0 0 4 0】

1 口栓付紙容器

2 正面パネル

2 a 頂辺

2 b 底辺

3 右側面パネル

3 a 頂辺

3 b 底辺

4 背面パネル

4 a 頂辺

4 b 底辺

5 左側面パネル

5 a 頂辺

5 b 底辺

6 脊部

7 底部

8 頂部

9 容器本体

1 0 口栓

1 1 頂部角部

1 1 (A) 第 1 頂部角部

1 1 (B) 第 2 頂部角部

1 2 脊部角部

1 2 (A) 第 1 脊部角部

1 2 (B) 第 2 脊部角部

1 3 (A) 第 1 底部角部

1 3 (B) 第 2 底部角部

1 4 , 1 5 凹部形成用折線部

1 6 第 1 凹部

1 7 , 1 8 凹部形成用折線部

1 9 第 2 凹部

2 0 盛り上がり

2 1 傾斜面

10

20

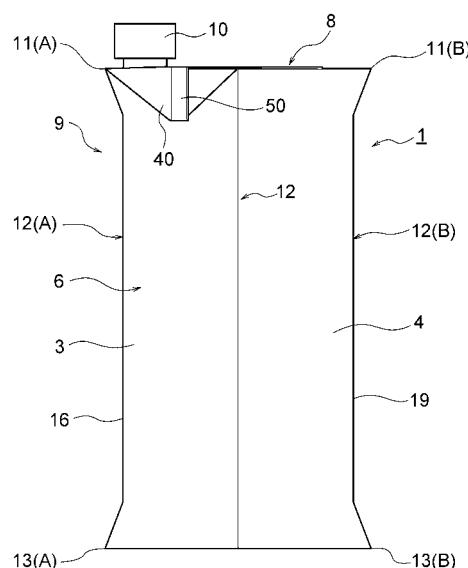
30

40

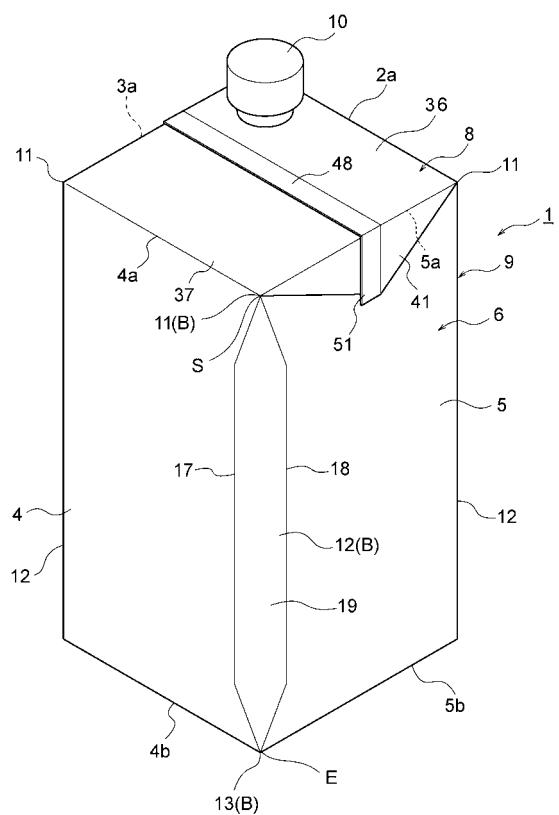
50

2 2	平滑面	
3 0	プランクシート	
3 1 , 3 2 , 3 3	脇部縦折線	
3 4 , 3 5	頂部横折線	
3 6 , 3 7	頂面パネル	
3 8 , 3 9	頂部横折線	
4 0 , 4 1	折面パネル	
4 2 , 4 3	頂部斜折線	
4 4 , 4 5 , 4 6 , 4 7	封止部横折線	10
4 8 , 4 9 , 5 0 , 5 1	封止パネル	
5 2 , 5 3	底部横折線	
5 4 , 5 5	底面パネル	
5 6 , 5 7	底部横折線	
5 8 , 5 9	内面パネル	
6 0	サイドシール縦折線	
6 1	サイドシールパネル	
6 2	頂部縦折線	
6 3	交点	
6 4	口栓取付用開口部	20
6 5	交点	
6 6	頂部縦折線	
6 7 , 6 8	交点	
S	起点	
E	終点	

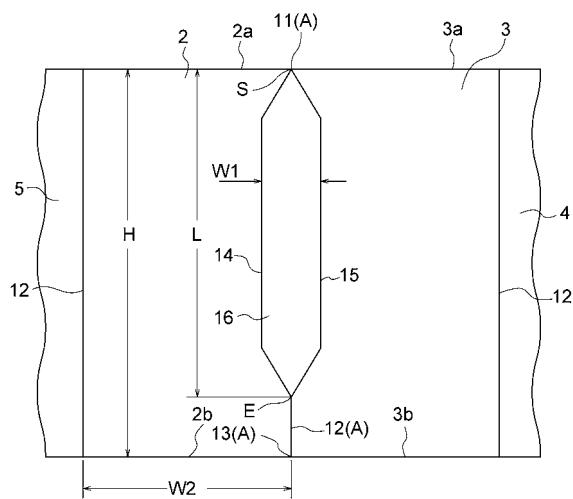
【図 1】



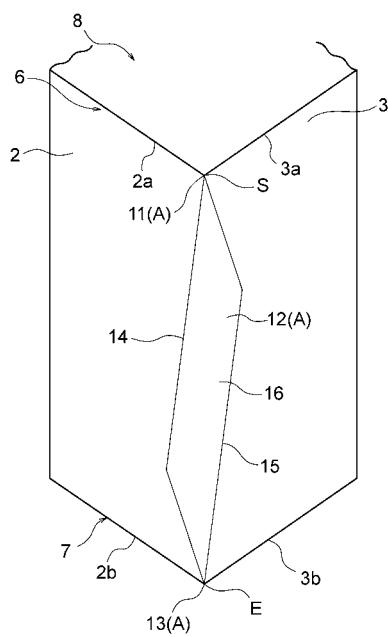
【図3】



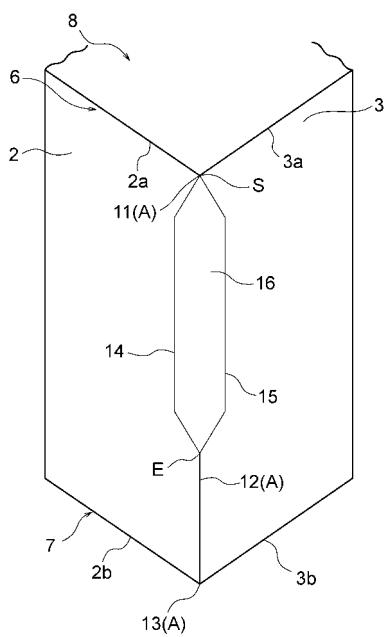
【図4】



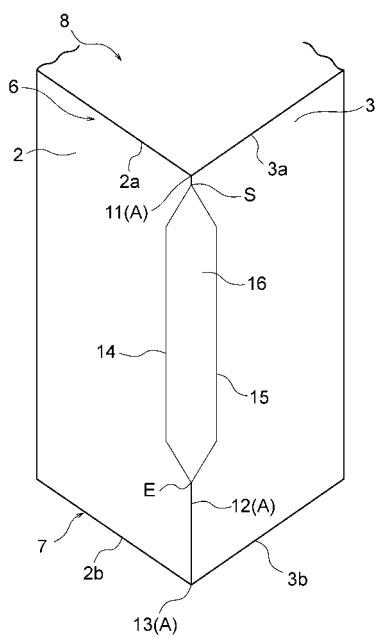
【図5】



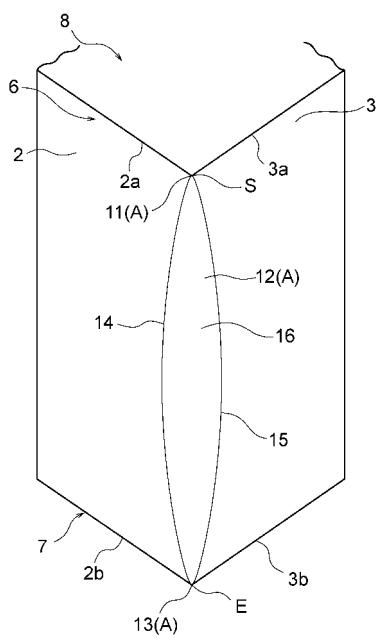
【図6】



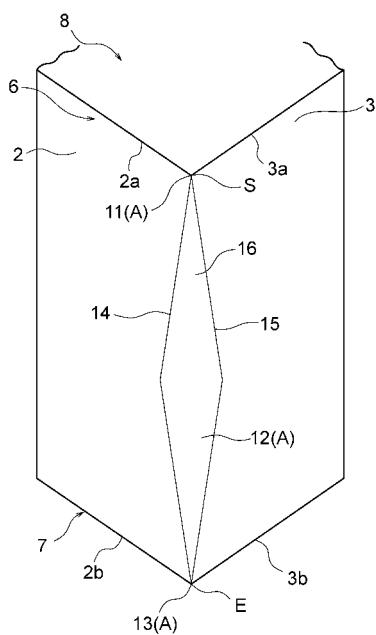
【図 7】



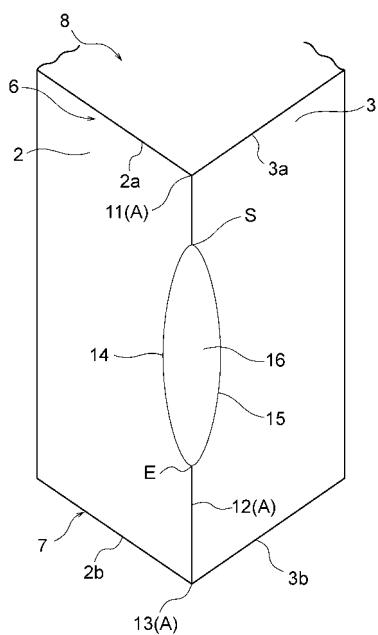
【図 8】



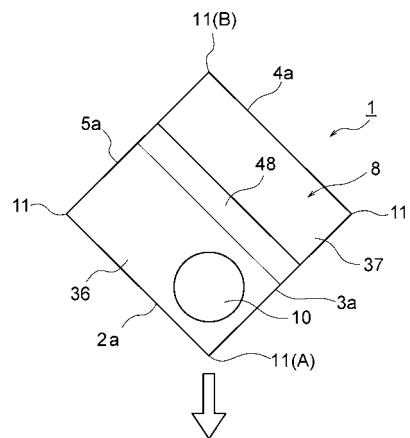
【図 9】



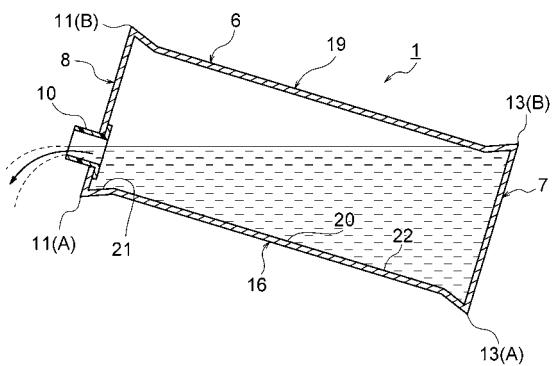
【図 10】



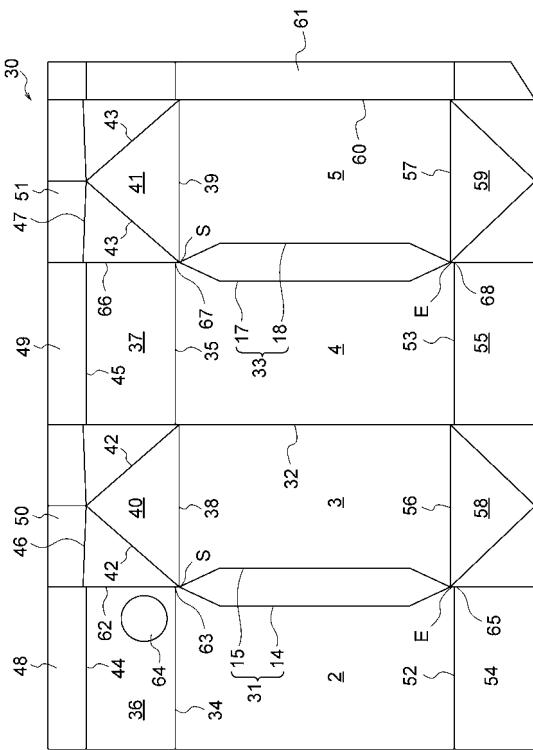
【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



【 図 1 3 】



フロントページの続き

(72)発明者 米田 芳貴
東京都北区王子5 - 21 - 1 日本製紙株式会社内

(72)発明者 大倉 彩咲
東京都北区王子5 - 21 - 1 日本製紙株式会社内

(72)発明者 浦野 芳弘
東京都北区王子5 - 21 - 1 日本製紙株式会社内

F ターム(参考) 3E060 AA03 AB04 BA03 BC01 BC04 CF06 DA17 DA30 EA03 EA13
EA14